

(別添)

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン普及啓発業務仕様書

- 1 業務名 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン普及啓発業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
- 3 予算額 金7,925千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 業務の目的

本県の目標値である需要電力における再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の比率60%を達成するため、再エネの必要性を体感し関心を高めてもらう体験イベントを実施するほか、戸建て住宅への太陽光発電設備導入を進める継続的な啓発ツールの活用により、県民のライフスタイルに応じた再エネ導入を推進する。

5 業務内容

子育て世代や若年層を主な対象とし、災害時の電源脱落等によるブラックアウトの発生を教訓に、再エネの利活用方法を体感することで再エネの必要性についての関心を高めてもらう体験イベントを実施する。

更に再エネの導入推進を図るため、継続した啓発活動や個々のライフスタイルに応じた再エネ導入の相談対応が行えるよう、啓発ツールの制作等を行う。

(1) 再エネを活用した体験イベントの実施

① 日程 令和6年10月～11月頃（1泊2日）

② 内容 エネルギー構造高度化に重要な役割を担う若年層から子育て世帯の再エネ無関心層を取り込むことを意識したコンテンツを活用した再エネ（とっとりエコライフ構想^(※1)を含む）（以下、「再エネ等」という。）の普及啓発イベントを開催すること。

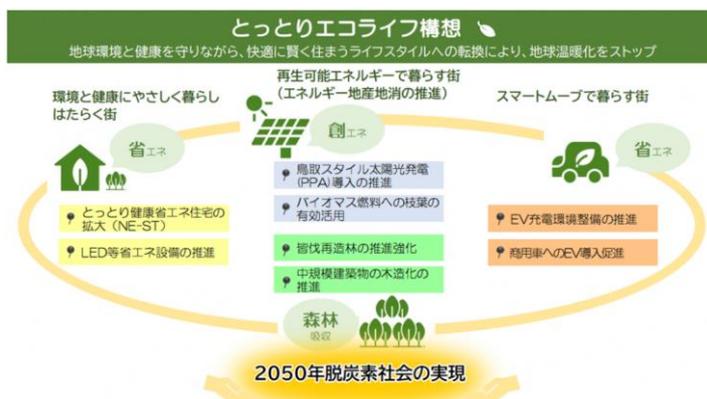
なお、普及啓発イベントのコンテンツについては、災害対策基本法の規定による指定避難所等（屋内・屋外）（事業効果を勘案のうえ、指定避難所以外を会場とすることも可能）において、自衛隊やアウトドアブランド等（以下、「自衛隊等」という。）と連携し再エネ等を活用したキャンプ等による宿泊避難訓練体験やワークショップ、コンテンツ（本業務仕様書において「体験イベント」という。）を通じて、参加者が再エネを理解し利活用についての知識を深めることのできる内容とし、以下について留意すること。

- ・ 宿泊避難訓練体験においては、屋内では簡易間仕切り又はテントによる不特定多数との宿泊、屋外ではテントによる宿泊とすることとし、会場で同時開催するワークショップやコンテンツとも連携できる企画提案をすること（会場を複数設けることも可能）。
- ・ 宿泊避難訓練体験開催中には、自衛隊等とともに、再エネを活用した災害時等のレジリエンス強化を学ぶワークショップやコンテンツの提供、再エネ機器の実機展示等、再エネの幅広い活用可能性を示す内容の企画提案をすること。
- ・ 宿泊避難訓練体験参加者のみならず日帰りの参加者（以下、単に「参加者」という。）に対し、子供から大人まで幅広い世代が参加できるワークショップやコンテンツを実施することとし、再エネの理解促進を図る企画提案をすること。
- ・ 体験イベントに使用する全ての電力はCO2排出ゼロの電力とし、それを参加者にPRすること。
- ・ 体験イベント実施会場には、体験イベント終了後に撤去可能な仮設による太陽光発電設

備を設置し、当該設備から供給する電力を体験イベントの一部に使用することに加え、参加者に対し会場で使用している再エネをサイネージ等により「見える化」する企画提案をすること。

- ・ 体験イベント実施会場には、「とっとりEV協力隊」による電動車(EV・PHV)からの給電による電力を体験イベントの一部に使用すること。
- ・ 再エネ関連事業者ブース(特に鳥取スタイルPPA事業^(※2)を推奨)、再エネ関連設備の展示等、参加者へ再エネに関心を持ってもらうようなブースを設営する企画提案とすること。
- ・ 体験イベント実施会場には、実際に太陽光発電設備を設置した場合の電気料金を試算できるなど、参加者が太陽光発電の導入について相談できるブースを設置する企画提案とすること。なお、その相談者数に係る目標値については、契約前の協議において発注者と協議すること。
- ・ 参加者数に係る目標値については、契約前の協議において発注者と協議すること。
- ・ 参加者へ再エネ等に関するアンケート調査を実施すること。なお、そのアンケート調査には「再エネへの興味・関心」及び「再エネ利活用に関する意向」についての項目を含めることとし、回答者数等に係る目標値については、契約前の協議において発注者と協議すること。
- ・ SNSでのターゲット付き広告等の活用も含めて、体験イベントや開催状況について積極的に発信すること。
- ・ 体験イベント実施会場では、インフルエンサー(発言や行動が世間への影響力を持つ人物や団体)等が再エネ電力を活用した災害時の対応などを紹介するコーナー等を実施し、無関心層が再エネに関心を持つきっかけを提供すること。
- ・ 体験イベント実施会場では、SNSで発信したくなるような趣向を凝らすことで、参加者自らが積極的にSNS拡散したくなるしかけを施すこと。
- ・ 本仕様書における告知用のポスター等については、発注者が既に作成しているデザイン等を一部活用するため発注者が指定する者に再委託をすること。なお、再委託については発注者の指示に従うこと。
- ・ 「とっとりエコライフ構想」のロゴ(トトリポーン!^(※3))について紹介すること。

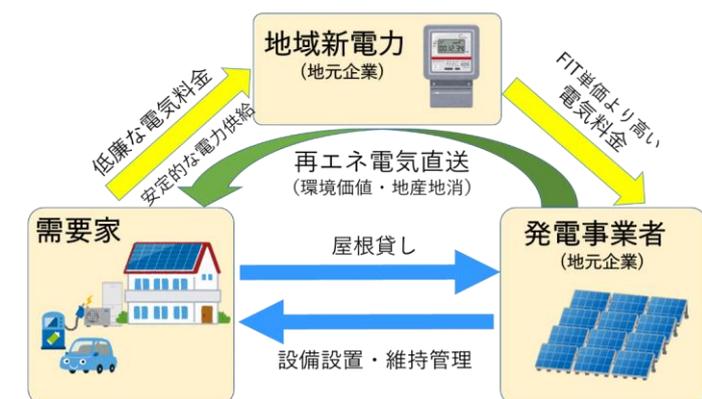
③ 業務場所 鳥取県米子市又は境港市に限る。



(※1) とっとりエコライフ構想

鳥取県では令和4年1月に「気候非常事態宣言」を表明すると共に、「とっとりエコライフ構想」を発表し、環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換を目指して、太陽光発電導入拡大の有力な手法として「鳥取スタイルPPA」の推進等を掲げています。

鳥取スタイルPPA(構想)



(※2) 鳥取スタイルPPA

PPAとは「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略で、鳥取スタイルPPAとは施設所有者(電力消費者)が提供する敷地や屋根などのスペースに電力消費者以外の県内の発電事業者が太陽光発電設備を設置し、地域新電力会社と連携して発電された電力をその施設の電力消費者へ有償提供(自家消費)する仕組みで、再エネの確保とエネルギーの地産地消を推進するために実施する事業スタイルのことです。



トトリボーン!

(※3) トトリボーン!

『トトリボーン!』とは、環境と健康を守りながら、快適に賢く住まうライフスタイルへの転換をコンセプトとした「とっとりエコライフ構想」の愛称のことです。2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素の取組がボーン!ボーン!と打ち上がり、取組の輪がリボンのように県内に波及し、環境先進地へRE BORN!して行くという意味を表現したロゴデザインとしています。

(2) 継続した啓発ツールの活用

① 日程 令和6年9月～令和7年1月

② 内容 (1)の体験イベントで行った普及啓発活動を単なる「気づき」や「学び」の場で終わらせないよう、啓発ツールの制作等を行い、(1)の体験イベント後も継続した啓発活動や個々のライフスタイルに応じた再エネ導入の相談対応に継続して活用できるようにすること。

なお、実施にあたっては以下について留意すること。

- 子どもから大人まで幅広い世代が再エネへの関心を惹き起こすことができるような啓発ツールを制作する企画提案をすること。

なお、制作した啓発ツールは、(1)の体験イベントで行う再エネセミナー等で活用するほか、域内の施設(保育所、幼稚園、図書館等)へ配布する等、再エネの啓発に継続して活用できるものとする。

- 太陽光発電や蓄電システムの導入に対する個々の相談に対して、ライフスタイルに応じた料金シミュレーションを示すことができるツールを用意する企画提案をすること

なお、用意した本シミュレーションツールは(1)の体験イベントに設置する再エネ相談ブースで活用するほか、県内の地域新電力会社・発電事業者・金融機関・自治体等で構成する「とっとり太陽光ヘルプデスク」等が行う相談対応に継続して活用できるものとする。

(3) その他

ア 本業務に合わせ、情報発信効果を高めるコンテンツとして、地域と連携可能なイベント(例:飲食・物販など)等がある場合は、積極的に企画提案すること。

イ 本業務の実施に関して、情報発信効果を高めるために必要な自治体・団体・企業等がある場合には、積極的に連携すること。なお、災害時を想定した防災体験については陸上自衛隊米子駐屯地と、キャンプ等アウトドア体験については発注者が包括連携協定を締結する(株)モンベルと、再エネの普及啓発にあたっては、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(愛称:ゼロカーボンとっとり)と連携することとし、(株)モンベル及びゼロカーボンととりに協力を受ける部分については、一部再委託すること。

ウ (1)の体験イベントでは、県等が主催するエコアイデアコンテスト及び子どもゼロカーボンチャレンジ等の表彰式及び関連する展示を行うこと。なお、実施にあたっては発注者の指示に従うこと。

エ 本プロポーザルの結果最優秀提案者として決定された者(以下、「最優秀提案者」という。)は、企画提案書において提案した内容については、原則実施することとするが、その内容に変更を加える場合には、

あらかじめ発注者と協議し発注者の承認を得ること。なお、その内容の変更が企画提案書で提案した内容と著しく異なり、かつ企画提案書で提案した内容と同等もしくは同等を上回る内容ではないと発注者が判断した場合には、発注者は最優秀提案者との契約を行わない。

オ 契約の締結にあたり最優秀提案者が提出した事業計画書の内容と業務の実施内容に著しく変更がある場合には、発注者は予算額の範囲内において契約金額の変更を行うことができる。

6 成果品の提出

本業務の実施を証するものとして、以下の成果品を提出すること。

- (1)活動状況の報告書(効果及びその定量的な成果を含む。)
- (2)制作等した啓発ツールデータ(発注者による2次利用を可能とする)

7 留意事項

- (1)本業務を達成するために必要な一切の経費は、受注者の負担とする。
- (2)本事業は国の補助金を活用した事業であることから、収益が発生する事業(例:ブース出展者による飲食物等の販売など)を含める場合や出展者から施設利用料などの実費相当分を徴収する場合は当該経費を明確にした上(電力であれば子メーターの設置による明確化等が考えられる)で本業務の提案しようとする経費の対象外とする必要がある。
- (3)受注者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、事前に県に報告して承認を得なければならない。
- (4)本業務に関して受注者が発注者から受領した資料等は、発注者の了解無く公表してはならない。

8 情報等の取扱

- (1)受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2)受注者は、本業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。
- (3)本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合、原則開示するものとする。
- (4)この業務を処理するための個人情報及び死者情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用

する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受注者(受託者)をいう。